

# 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急 地域雇用維持助成金を申請された皆様へ

愛媛労働局から支給決定を受けた「雇用調整助成金（※）」が取消または減額変更となった場合、県の上乗せ助成を受けている事業主は、県助成金についても返還手続きをとっていただく必要があります。

該当するものがありましたら、労政雇用課（電話：089-912-2501）へ速やかにご連絡ください。

「雇用調整助成金（※）」の取消や変更が判明した場合は、県の上乗せ助成部分に係る支給決定の全部又は一部を取り消し、返還を命じるとともに、加算金を請求する場合があります。

また、不正受給が判明した場合は、事案に応じて事業所名等を公表する場合があります。

※「緊急雇用安定助成金」を含む。

## 返還手続きが必要なもの

県の上乗せ助成を受けた「雇用調整助成金（※）」のうち、算定誤り等により、

- ① 愛媛労働局から、既に支給決定された助成金の支給決定取消通知等があり、返還が必要となったもの。
- ② 愛媛労働局から、既に支給決定された対象休業月以降の休業月分と相殺して減額支給決定されたもの。

内容により、県助成金の返還方法が異なりますので、まずはご一報ください。

返還手続きにあたって、ハローワークに提出した申請書類や愛媛労働局からの通知の写しが必要となりますので、お手元に保管してください。



お問合せ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県経済労働部産業雇用局 労政雇用課  
TEL：089-912-2501 FAX：089-912-2508 メール：rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp